

生総第 864 号
地第 788 号
少第 334 号
生環第 439 号
自ら第 802 号
組対第 528 号
交指第 982 号
交規第 1180 号
備一第 1111 号
平成 17 年 11 月 2 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察「安全・安心なまちづくり」推進委員会設置要綱の制定について

県下の刑法犯の認知件数は、2年連続で減少し、犯罪の増加傾向に一定の歯止めがかかっている状態にあるもののその数は依然高水準であり、身近な犯罪の多発は、県民の治安に関する不安を高めている状況にある。

この情勢は、全国的にも同様の傾向にあり、特に繁華街、歓楽街においては、性を売り物にする店舗が乱立するなど風俗環境の退廃や町並みの無秩序化が進む一方、暴力団や外国人犯罪組織が暗躍し、資金源の獲得等の拠点となっている。

このような状況に鑑み、犯罪対策閣僚会議等において、住民の防犯に対する自主的な活動を支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりのための取り組みを全国展開するため、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」を策定した。

これを受け、当県警察においても、諸対策を推進することを目的として、別添のとおり岐阜県警察「安全・安心なまちづくり」推進委員会を設置することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

岐阜県警察「安全・安心なまちづくり」推進委員会設置要綱

第1 設置

警察本部に岐阜県警察「安全・安心なまちづくり」推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、「安全・安心なまちづくり」全国展開プランの推進方策について検討し、その計画的な推進を図ることを任務とする。

第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次に掲げるものをもって充てる。

委員長	生活安全部長
副委員長	組織犯罪対策統括官
	生活安全部参事官
	地域部参事官
	交通部参事官
	警備部参事官
委員	生活安全総務課長
	少年課長
	生活環境課長
	地域課長
	自動車警ら隊長
	組織犯罪対策課長
	交通指導課長
	交通規制課長
	警備第一課長

第4 運営

- 1 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 2 委員長に事故のあるときは、副委員長のうち生活安全部参事官が委員長の職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、委員会への出席を求めることができる。
- 4 1から3までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第5 作業部会（ワーキンググループ）

- 1 委員会の事務について委員会を補佐するため、委員会の下に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、次に掲げる者をもって充てる。
生活安全総務課課長補佐
少年課課長補佐
生活環境課課長補佐
地域課課長補佐

自動車警ら隊副隊長
組織犯罪対策課課長補佐
交通指導課課長補佐
交通規制課課長補佐
警備第一課課長補佐

3 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、部会の運営について準用する。

第6 庶務

委員会及び部会の庶務は、生活安全総務課において行う。

附 則（平成25年3月26日付け務第268号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。